平成２２年（フ）第９０１号
千葉県柏市北柏２丁目19番地13ジュネパレス柏第59―203号
債務者　窪田　晴安
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９０６号
千葉県松戸市常盤平６丁目18番地の12　加藤ハイツ201号
債務者　高橋ジュディス　シー
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１８号
千葉県柏市八幡町３―２　八幡ハイツＢ―306、住民票上の住所千葉県柏市東台本町12番23―306号
債務者　野村眞壽美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２３号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1551番地の３　201
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２５号
千葉県松戸市千駄堀1551番地　ガーデンアヴェニュー２番館201号
債務者　馬島　隆礼
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４４号
千葉県我孫子市天王台６丁目21番17号　101号
債務者　尾崎　久枝
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４７号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷１丁目３番19号ヴェルドミール壱番館201
債務者　高橋　　仁
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４９号
千葉県柏市根戸430番地の９　クイーンパレス205号
債務者　片山　高夫
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９５９号
千葉県松戸市西馬橋４丁目84番地　ピュアコーポⅡ102号
債務者　梅村　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９６３号
千葉県我孫子市布佐平和台６丁目１番２号
債務者　山崎由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７３号
千葉県柏市松ケ崎309番地８　メゾンラフォーレ303号
債務者　階戸　勇三
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７４号
千葉県柏市松ケ崎309番地８　メゾンラフォーレ303号
債務者　階戸　博子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４４号
北九州市八幡西区浅川台１丁目４番３号
債務者　大庭　裕志
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５２号
北九州市若松区高須東４丁目３番３―310号
債務者　寺地はとえ
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９８号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番36号
債務者　山下由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１２５号
大阪府箕面市桜ヶ丘４丁目13番１―Ａ204号
債務者　宮下　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４６号
大阪府門真市千石西町３番28―305号
債務者　迫　慎一郎
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部